

2014年7月23日
株式会社みずほ銀行

三菱商事株式会社向け 電子記録債権を活用した 高流動性シンジケートローンの組成について

～ローンセカンダリー市場におけるローン債権の売買・さらなる市場拡大の契機に～

株式会社みずほ銀行(頭取:林 信秀)と株式会社三菱東京UFJ銀行(頭取:平野 信行)は、新たに電子記録債権を活用した三菱商事向けの高流動性シンジケートローン(組成金額:300億円、期間:7年)を組成し、本日付で契約を締結しました。

三菱商事向けのローン債権の売買を前提とした高流動性シンジケートローンは、2004年11月の初回組成から約9年半が経過し、今回が17回号となります。両行は、当初よりアレンジャーとして継続的なマーケットメイク(売買気配値の公表)を実施し、ローンセカンダリー市場の創出に注力してきました。この取り組みにより、シンジケートローン市場の投資家層の裾野は着実に広がっています。

シンジケートローンの借入人・投資家双方にとっての電子記録債権のメリットは、「二重譲渡リスクの払拭」および「ローン債権の可視化」であり、ローンセカンダリー市場のインフラ強化に資するものです。

今般、三菱商事が、電子記録債権を利用したシンジケートローンの組成に踏み切った背景には、本年2月より、電子記録債権が日本銀行の適格担保として認められたことが挙げられます(*)。電子記録債権は、期中売買で取得された債権も日本銀行の適格担保として利用できるとされており、ローンセカンダリー市場の一層の発展につながるものと期待しています。

当行は、今回の三菱商事の新たな取り組みが、今後の高流動性シンジケートローンの参加投資家に一層の多様性を持たせ、ローンセカンダリー市場における取引がさらに活発化することを期待しています。今後とも、当行は、本邦シンジケートローン市場ひいてはクレジット市場の一層の発展に努めていきます。

以上

(*) 具体的な日本銀行への担保差入の可否は、日本銀行の個別の審査により決定されるものです。